



歩道に対する考え方と 現状

- 1 歩道に対する考え方
- 2 歩道整備の基本方針
- 3 歩道整備事業の枠組み
- 4 歩道の現状

1 歩道に対する考え方

- 歩道は、自然公園の利用を推進するうえで、最も基本的な施設
 - 「自然を理解するには五体五感で直接的に自然を体験することが最も効果的であり、そのための手段としては自らの足で「歩いて」ふれることが基本となるべきものである。」
– (自然環境保全審議会「自然公園等における自然とのふれあいの確保の方策について」平成7年7月 より)

2 歩道整備に関する基本方針

- 様々な利用目的に応じた機能
 - 登山、自然探勝等の利用目的に適った自然とのふれあいが楽しめる施設として整備
- 線的な整備
 - 自然環境への影響をできるだけ少なくするよう十分に配慮

3 歩道整備事業実施の枠組み

- 法制度
 - 公園計画決定、公園事業決定、公園事業執行
- 整備の手順
 - 基本計画、基本設計、実施設計、施工
- 整備主体
 - 国立公園:国、都道府県、市町村
 - 国定公園:都道府県、市町村

⋮
⋮

4 歩道の現状

- 国立公園内の山岳地域の歩道の延長：
約2,800km
 - (公園計画に位置づけられ、かつ北海道は、標高1,000m、本州以南は標高1,500m以上に位置する区間の延長)

⋮
⋮

4 歩道整備の現状 ~ 整備事例 ~

- 多様な規模、形態、工法による整備

歩道のタイプ別整備事例(1)
登山道タイプ

現場の石を用いて周辺景観になじむよう整備された石組階段

ササ帯の土壤流亡が進んだ場所で、丸太土留めを併用しながら、現場の浮き石を処理して整備

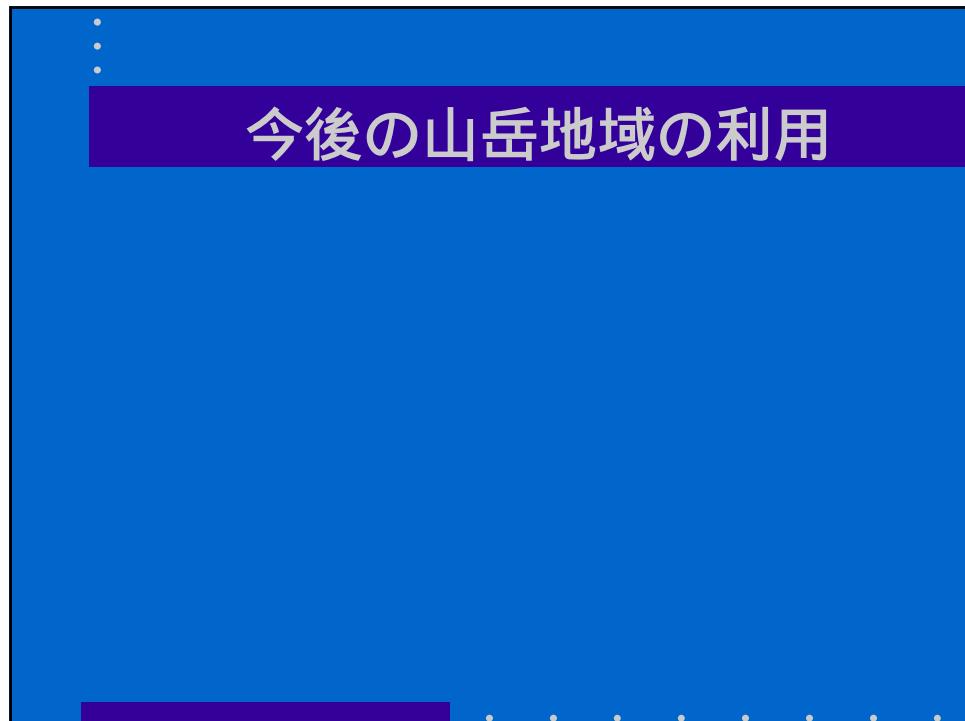
苔類等が生育する脆弱な環境で整備された木道

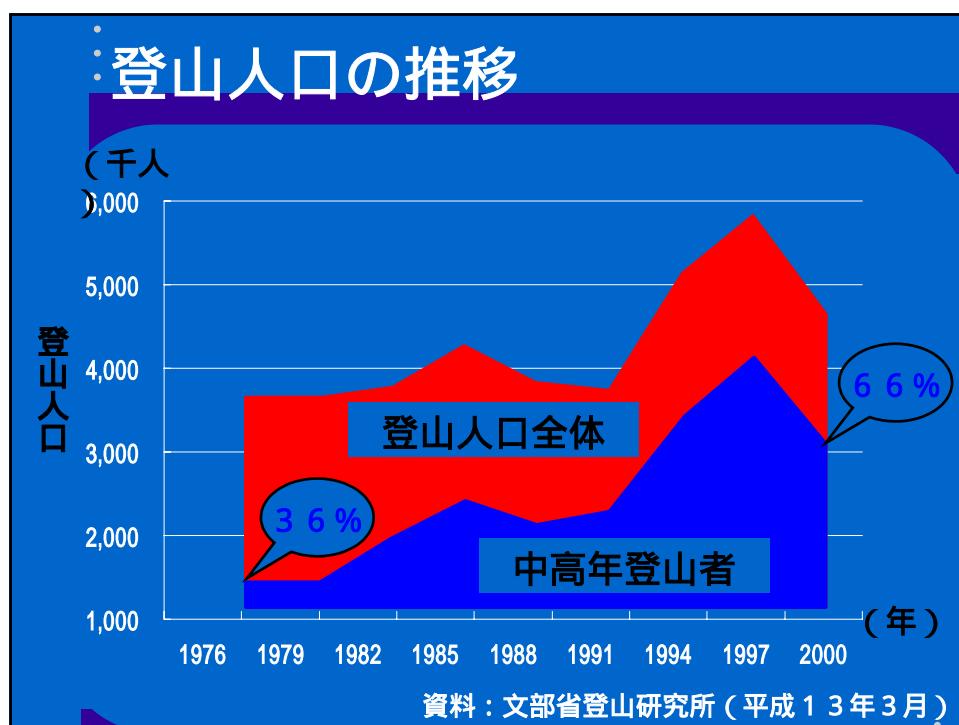
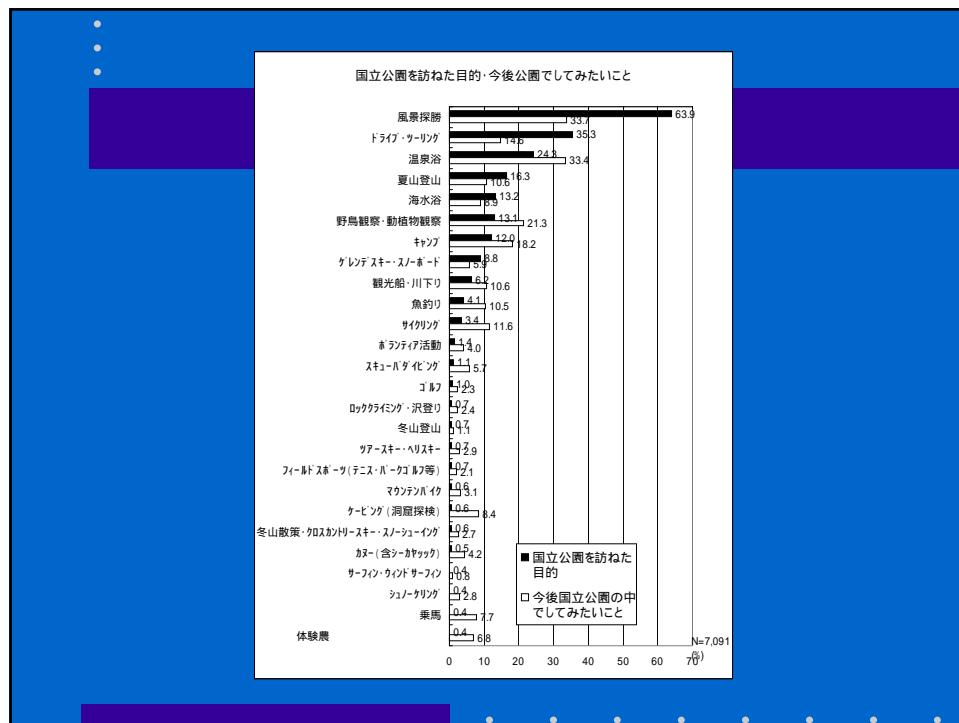
歩道のタイプ別整備事例(2)
探勝歩道タイプ

水辺環境の探勝ルートとして整備された木道

樹林内に整備された碎石の道

園地から登山道へ移行するルート上で、路面排水(水の分散)と自然性を考慮して整備された自然石とアスファルトによる歩道







**高山・亜高山帯等、脆弱な自然環境下における
国立公園の利用拠点の事例**

公園名	地区名	アクセス(車道・駅舎)	施設及び周辺の植生	資源の種類	施設及び周辺の保護地帯
大雪山	御岳山地	御岳ロープウェイ	高木林、コケモモ、ハイマツ群集、秋桜林	1,800m	拠点部：第1種特別地域 周辺部：特別保護地区
中央アルプス	北岳山地	八ヶ岳ロープウェイ	高木林、オオシラビソ群集、遙原	1,300m	拠点部：第3種特別地域 周辺部：特別保護地区、第1種特別地域
八幡平	八幡平スピードライン	八幡平夜游ライン	高木林、オオシラビソ群集	1,500m	拠点部が周辺部：特別保護地区
蓼科高原	御岳山地	御岳山地	チシマササ群落、高層灌木	1,400m	拠点部：第3種特別地域 周辺部：特別保護地区
	淨土平	御岳山地スカイライン	高木林、火炎灌木	1,800m	拠点部：第3種特別地域、第1種特別地域
田代	尾瀬・場内	尾瀬	高木林	1,500m	拠点部「特別地帯」(特別区子未地) 周辺部：特別保護地区
	那須塩原	那須ロープウェイ	御岳山地、ササ・タガヤカンパ群落	1,500m	那須部：第3種特別地域 周辺部：特別保護地区
中部山岳	立山黒部アルペンルート	立山黒部	ココシキモモ群落	1,600m	那須部：第3種特別地域 周辺部：第1種特別地域
	西鈴鹿山地	鈴鹿山ロープウェイ (第2区域)	シラビソ・トウヒ群落	1,350m	那須部：第3種特別地域 周辺部：特別保護地区、第1種特別地域
上信越高原	日光山地	万葉ドライブウェイ、志賀高原高原ルート	高木林、シラビソ・オオシラビソ群集、コメツガ群落	1,250m (Q44)	那須地帯(特別区子未地)
	天神平	南アルプスロープウェイ	高木林、ササ群落、遙原	1,250m	那須地帯(特別区子未地)
富士箱根伊豆	富士山五合目 (富士宮口、吉田口) 箱根	富士山スキーライン (静岡県) 富士スバルライン (山梨県)	高木林、シラビソ・オオシラビソ群集、カラマツ群落 (山梨県)	1,200m	拠点部：第1種特別地域(静岡側)、 第2種特別地域(山梨側) 周辺部：特別保護地区
四国中央	大谷・那珂川	大谷・那珂川ドライブウェイ	ブナクリスマス、トウヒ群落	1,370m	拠点部：第2種特別地域 周辺部：特別保護地区

⋮
⋮

山岳地域の歩道に かかる基本的課題

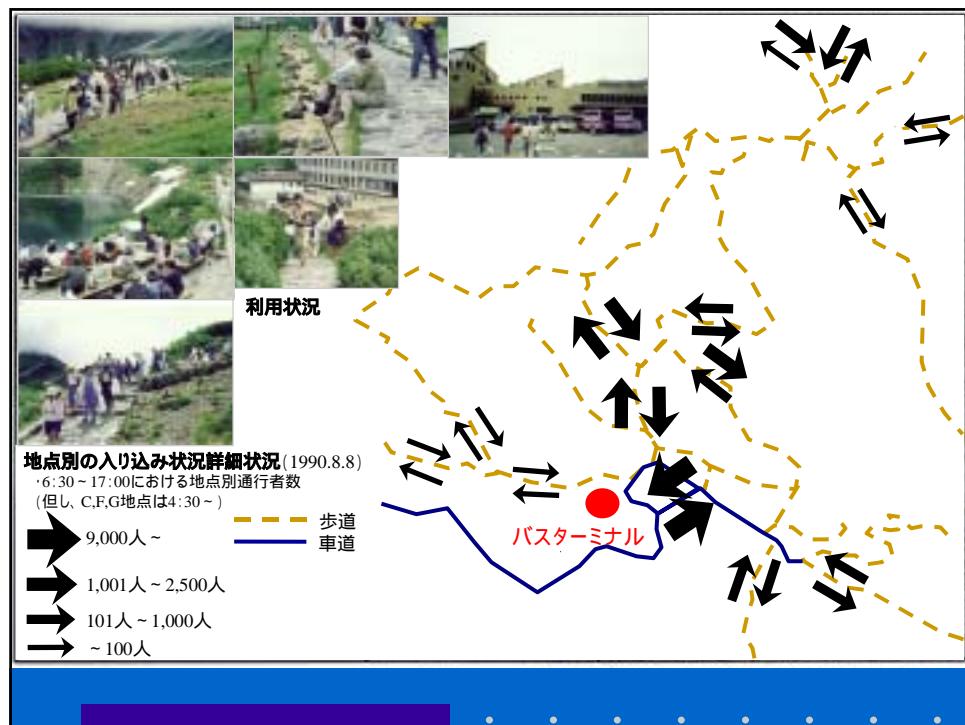
- ・ 登山道と探勝歩道、園路をいかに併存させるか。
- ・ これらの歩道を如何に適切に整備・管理していくか。

⋮
⋮

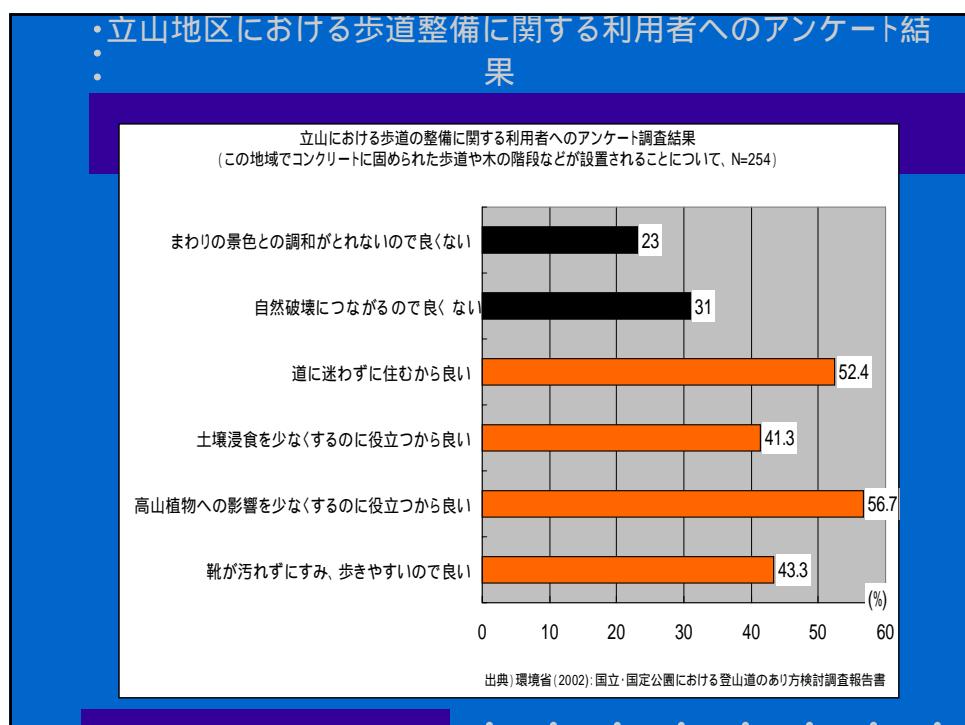
立山黒部アルペンルート

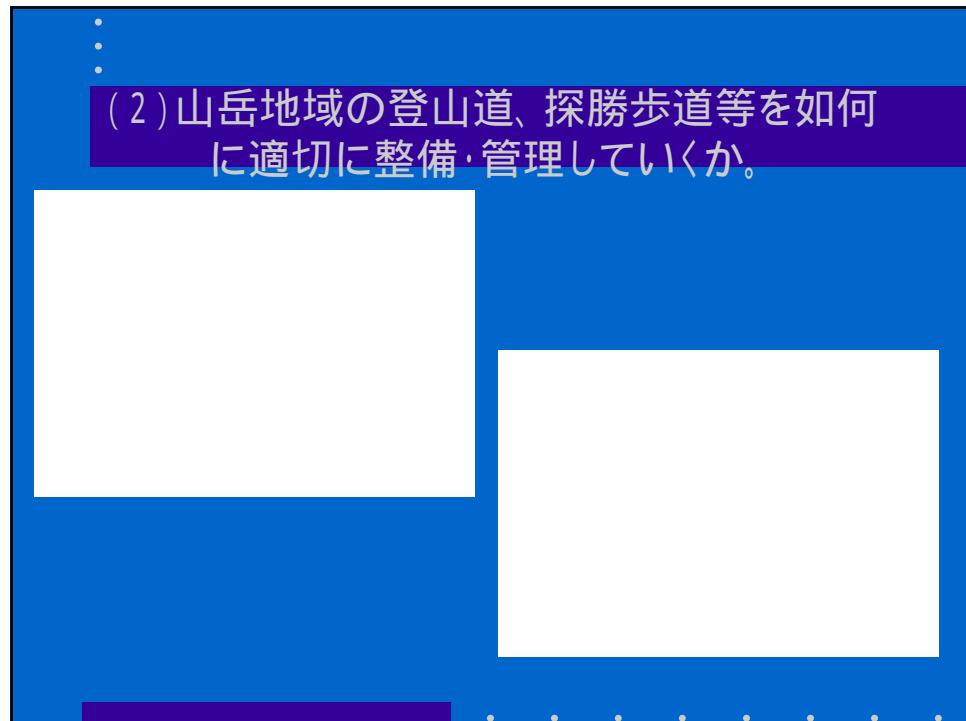
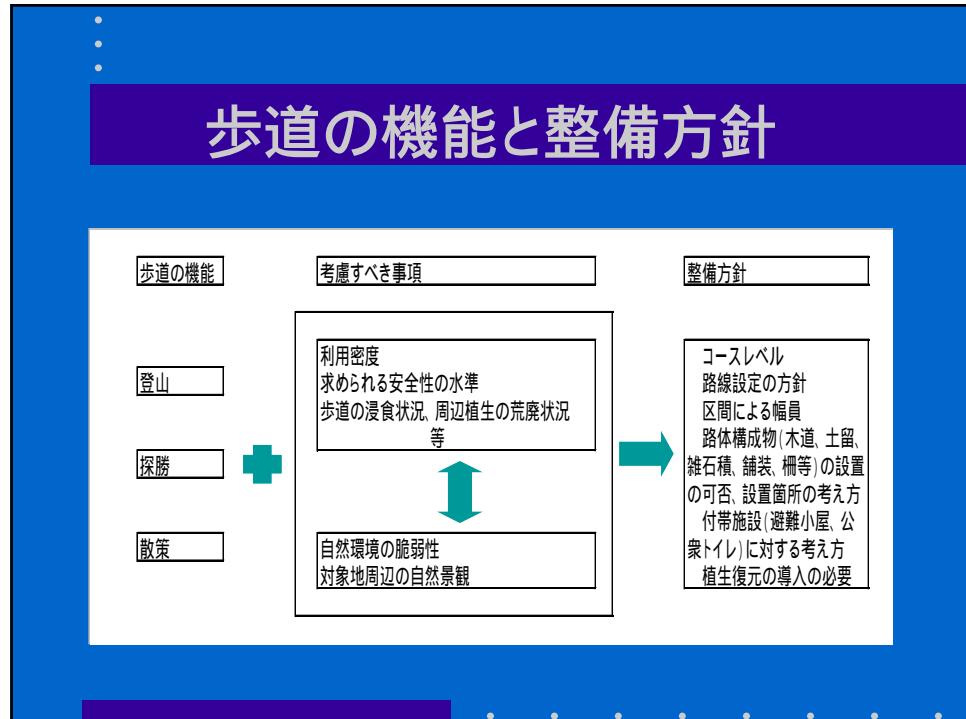
著作権の関係上、写真を削除しております

この場所には、立山黒部アルペンルートの地図が掲載されていました











利用調整の例

公園名	日光国立公園（尾瀬地区：至仏山）								
背景要因	環境面：蛇紋岩質の土壤であるため、希少な植物が生育するが基盤は脆弱 利用面：週末、紅葉期等や集団登山による利用の集中 残雪期のスキー利用 踏圧などによる裸地化や希少な植生の荒廃が進行								
利用適正化への取り組み	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">昭和 57 年</td> <td>群馬県が、自然環境分野の有識者により構成される「尾瀬保護専門委員会」設置</td> </tr> <tr> <td>平成元年</td> <td>昭和63年まで 7年間、踏みつけ等による雪田群落等の荒廃に関する調査と提言 尾瀬の保全対策を協議するために環境庁、関係県・村からなる「日光国立公園尾瀬地区保全対策推進連絡協議会」を設置</td> </tr> <tr> <td>平成 3 年 平成 9 年</td> <td>「尾瀬保護専門委員会」の提言を受け、上記協議会で至仏山東面登山道閉鎖を決定 至仏山の登山道復元手法等を検討するため、環境庁が「尾瀬至仏山登山道保全対策検討調査」を実施 群馬県による東面登山道整備開始 群馬県による東面登山道整備完了</td> </tr> <tr> <td>平成 10 年 平成 14 年</td> <td>上記協議会で登山道閉鎖解除を決定 上記協議会で残雪期（5/11～6/30）の登山道閉鎖を決定 至仏山の保全対策を検討するため、（財）尾瀬保護財団が環境省、群馬県、片品村、東京電力、尾瀬山小屋組合などからなる「至仏山保全緊急対策会議」設置 上記会議にて保全対策に係る基本方針を検討中</td> </tr> </table>	昭和 57 年	群馬県が、自然環境分野の有識者により構成される「尾瀬保護専門委員会」設置	平成元年	昭和63年まで 7年間、踏みつけ等による雪田群落等の荒廃に関する調査と提言 尾瀬の保全対策を協議するために環境庁、関係県・村からなる「日光国立公園尾瀬地区保全対策推進連絡協議会」を設置	平成 3 年 平成 9 年	「尾瀬保護専門委員会」の提言を受け、上記協議会で至仏山東面登山道閉鎖を決定 至仏山の登山道復元手法等を検討するため、環境庁が「尾瀬至仏山登山道保全対策検討調査」を実施 群馬県による東面登山道整備開始 群馬県による東面登山道整備完了	平成 10 年 平成 14 年	上記協議会で登山道閉鎖解除を決定 上記協議会で残雪期（5/11～6/30）の登山道閉鎖を決定 至仏山の保全対策を検討するため、（財）尾瀬保護財団が環境省、群馬県、片品村、東京電力、尾瀬山小屋組合などからなる「至仏山保全緊急対策会議」設置 上記会議にて保全対策に係る基本方針を検討中
昭和 57 年	群馬県が、自然環境分野の有識者により構成される「尾瀬保護専門委員会」設置								
平成元年	昭和63年まで 7年間、踏みつけ等による雪田群落等の荒廃に関する調査と提言 尾瀬の保全対策を協議するために環境庁、関係県・村からなる「日光国立公園尾瀬地区保全対策推進連絡協議会」を設置								
平成 3 年 平成 9 年	「尾瀬保護専門委員会」の提言を受け、上記協議会で至仏山東面登山道閉鎖を決定 至仏山の登山道復元手法等を検討するため、環境庁が「尾瀬至仏山登山道保全対策検討調査」を実施 群馬県による東面登山道整備開始 群馬県による東面登山道整備完了								
平成 10 年 平成 14 年	上記協議会で登山道閉鎖解除を決定 上記協議会で残雪期（5/11～6/30）の登山道閉鎖を決定 至仏山の保全対策を検討するため、（財）尾瀬保護財団が環境省、群馬県、片品村、東京電力、尾瀬山小屋組合などからなる「至仏山保全緊急対策会議」設置 上記会議にて保全対策に係る基本方針を検討中								



工夫している整備事例(1)

丸太土留めと路面洗掘防止の
ふとん籠 蛇籠の併用整備事例
水通し線を歩道中央部に設け、脇から
の侵食を防止 (砂防技術)





工夫している整備事例(2)

露出した根系
の間に石を埋
め、土砂流出
防止を図る

